

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-1 生活保護費は、保護者の同意があれば、学校給食費分の生活保護費を学校長に支払うことが可能です。これを「代理納付」と言い、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が学校給食費を支払うこととなります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

なお、代理納付を選択しない場合は、保護者が学校給食費を支払うこととなります。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部生活福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A7-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、保護者の負担となります。